

財関第752号  
平成22年6月30日

(各)税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 大藤 俊行

### 関税法基本通達等の一部改正について

東京税関晴海出張所及び羽田出張所が本年6月30日をもって廃止されること、及び本年7月1日に東京税関羽田税関支署を新設すること、その他、構造改革特区に係る臨時提案に対する政府の対応等を踏まえ、所要の整備を図るため、関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)等の一部を下記のとおり改正し、平成22年7月1日(下記第5については平成22年8月1日)から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 条約等基本通達(昭和47年3月1日蔵関第106号)の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 税関様式関係通達(昭和47年3月1日蔵関第107号)の一部を次のように改正する。

( 税関様式の一部改正 )

1. 税関様式C第1005号を別紙3-1のよう改める。
2. 税関様式C第9010号から税関様式C第9015号までを別紙3-2から別紙3-8までのように改める。
3. 税関様式T第1140号を別紙3-9のよう改める。

( 記載要領及び留意事項の一部改正 )

別紙3-10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 外国貿易等に関する統計基本通達(昭和59年10月17日蔵関第1048号)

の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 石油類等の数量確認にレベル計を使用する場合の取扱いについて（平成4年6月9日蔵関第545号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第6 税関官署の開庁時間について（平成20年3月31日財関第348号）の一部を次のように改正する。

東京税關における税關官署の開庁時間についてを別紙6のように改める。

第7 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税關関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。